

諮問日：平成30年3月20日（平成29年度（最情）諮問第91号）

答申日：平成30年8月24日（平成30年度（最情）答申第29号）

件名：考試における司法修習生の行為に関して作成し，又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「70期二回試験において，試験時間終了後も紐を結び続けていた司法修習生の行為に関して作成し，又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年3月2日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書に記載されている情報が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

70期司法修習生考試において，試験時間終了後も紐を結び続けていた司法修習生の行為に関する司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，該当する司法修習生の有無や当該行為に対する考試委員会の評価・判断等に関する情報を開示することになる。その結果，法5条6号に規定する不開示情報である応試者のどのような行為が不正行為として評価されるか（評価されないか）

といった考試事務に関する情報が明らかとなり、今後の考試における不当な行為を容易にするなどのおそれがある。

したがって、本件開示申出文書の存否を答えるだけで、上記不開示情報を開示することとなるため、文書の存否を答えることはできない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年3月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月25日 審議
- ④ 同年7月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、70期司法修習生考試において、試験時間終了後も紐を結び続けていた司法修習生の行為に関する司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、該当する司法修習生の有無や当該行為に対する考試委員会の評価・判断等に関する情報を開示することになり、その結果、法5条6号に規定する不開示情報である応募者のどのような行為が不正行為として評価されるか（評価されないか）といった考試事務に関する情報が明らかとなって、今後の考試における不当な行為を容易にするなどのおそれが生じるとのことである。そして、本件開示申出文書の性質に照らして検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人